

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割5分とし、県は、人身損害に対する損害賠償金890,729円を支払うものとする。

また、和解の相手方は物的損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、物的損害に対する損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年12月20日

(2) 事故発生場所

鳥取市国府町町屋地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を直進する際、右方の安全確認が不十分であったため、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の自転車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。